

# 1 総論

## 1.1 計画策定の目的及び見直しについて

我が国の生活排水処理施設の整備については、下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽整備事業等により実施されているが、市街地、農山漁村等を含めた市区町村全域で効率的な生活排水処理施設の推進をするためには、各施設の有する特性等を踏まえ、経済比較を基本としつつ、水質保全効果、汚泥処理方法等の地域特性や地域住民の意向を考慮し効率的かつ適正な整備手法の選定を行うことが必要不可欠とされており、都道府県においては、このための「都道府県構想」を策定するものとしている。

埼玉県は、県土面積の約5%を占める水辺空間を、県民のゆとりと安らぎを創出する貴重な空間と位置づけ、水辺の豊かな環境を再生し、県民誰もが川に愛着を持ち、ふるさとを実感できる「川の国 埼玉」を名実ともに実現するため、様々な施策を実施している。なかでも、河川の汚濁の主な原因である生活排水を処理することが極めて重要である。

そこで、埼玉県は、市町村と連携し、広域的な視点からの調整・検討を行い、早期に県内全域に生活排水処理施設を整備することを目的に、先ほどの「都道府県構想」に該当するものとして「埼玉県生活排水処理施設整備構想」(以下、「埼玉県構想」という)を策定している。

本市においても、平成16年度の「埼玉県構想」策定に合わせて、埼玉県が作成した「市町村生活排水処理基本計画策定(見直し)マニュアル」に従い、処理方法について検証し、その結果を「所沢市生活排水処理基本計画」(以下、「現計画」という)としている。

本市の「現計画」では、生活排水処理の方法は、基本的に市全域を下水道で行うものとしており、これまで下水道整備を進め、また、当面下水道整備が行われない地区については浄化槽の普及に努めてきた。その結果、下水道及び合併浄化槽を利用して生活排水処理を行っている人口の割合は平成20年度末で93パーセントを超えており着実に整備が進んでいる状況である。

しかしながら、国からは平成19年9月14日付け農林水産省、国土交通省、環境省課長連名通知「人口減少等の社会情勢の変化を踏まえた都道府県構想の見直しの推進について」において、人口減少や少子高齢化の進展、地域社会構造の変化など、生活排水処理施設の整備を取り巻く諸情勢が大きく変化していること、市町村合併による行政区域の再編や地方財政が依然として厳しい状況にあること等を踏まえ、県と市町村が連携して、構想の見直しを推進することが求められている。

埼玉県においても、今後の人口の減少が見込まれる状況下にあっては、人口の増加を前提とした現構想に基づく整備を継続することは、整備の効率性を損なう恐れがあ

ることから、最新の人口動向を反映し、現構想を全面的に見直すことが必要となっている。

以上から埼玉県は、平成 16 年度に策定した「埼玉県構想」を見直すこととし、県内市町村に対しても、効率的な生活排水処理施設整備に向けて市町村生活排水処理基本計画等を見直しをすることを求めている。

このことを受け、本市においても、埼玉県策定の「埼玉県生活排水処理施設整備構想見直しに伴う市町村生活排水処理基本計画等見直し作業マニュアル」(以下、「埼玉県マニュアル」とする)に従い、平成 16 年度に作成した「現計画」の見直しを行い、引き続き効率的な生活排水処理施設の整備を進め、生活排水の適正処理に努めていく。